

4月1日から 消費税率が引き上げられます

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

●松本税務署 ☎32・2790（自動音声案内）

●主な改正内容

1 消費税収入の使途が明確化

消費税収（国分）の使い道を社会保障（年金、医療、介護、少子化対策）に充てるものとされ、法律上これを明確化しました。

2 消費税率を引き上げ

段階的に引き上げが行われます。

※経済状況等を総合的に勘案した上で、税率引き上げの停止を含め所要の処置を講ずることとされています。

区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

3 経過処置が設けられました。

適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち、一定のものについては、改正前の税率を適用することとする経過措置が講じられています。

●改正内容の詳細

国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革）」をご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

●問い合わせ・相談窓口

消費税価格転嫁等総合相談センター

次の問い合わせについて、電話または問い合わせフォームにより受け付けます。

①転嫁に関すること ②広告・宣伝に関すること ③消費税の総額表示に関すること ④便乗値上げに関すること

☎0570・200・123 受付時間：平日午前9時から午後5時まで（平成26年3月・4月は土曜日でも受付）

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>

市県民税・所得税の申告は3月17日（月）まで

平成25年中に収入がない人でも、次に該当する場合はお早めに申告をお願いします。

○国民健康保険加入者およびその世帯主 ○後期高齢者医療保険加入者およびその世帯員 ○介護保険加入者およびその世帯員 ○市外に住んでいる親族の扶養になっている人 ○収入がない、または非課税収入のみで、税法上の扶養になっていない人 ○所得証明書などが必要な人 ○所得要件のある各種制度の申請をする人 ○臨時福祉給付金の申請をする人

※市県民税の申告書は、各総合支所地域支援課窓口または市ホームページから入手できます。

市県民税に関する問い合わせ 豊科総合支所内市民税課（☎72・3111（代）☎72・8340）

所得税に関する問い合わせ 松本税務署（☎32・2790）（自動音声案内）

水道料金・下水道使用料 が変わります

消費税率
改定対応

4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられるのに伴い、市水道料金・下水道使用料を改定します。本市においても、水道料金・下水道使用料の増税分を利用者の皆さんにご負担いただくことになります。

新料金は、消費税率引き上げに伴う経過措置が適用されるため、水道料金は本年7月請求分から、下水道使用料は8月請求分からとなります。利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

●豊科総合支所内業務課 ☎72・3111（代）☎72・3176

●水道料金

基本料金 （1期2カ月分 消費税込み）

用 途	口径 (mm)	基本 水量	新料金 (円)	旧料金 (円)
一般用	13	20㎡	3,080	3,000
	20		5,140	5,000
	25		6,980	6,800
	30		9,040	8,800
	40		12,340	12,000
	50		20,560	20,000
	75		41,140	40,000
	100		72,000	70,000
	150		144,000	140,000
公衆浴場用	20	400㎡	17,700	17,220
	40		28,500	27,720

超過料金 （消費税込み）

区 分	使用水量	超過料金(1㎡につき)	
		新料金(円)	旧料金(円)
豊 科 三 郷	使用水量21㎡以上60㎡まで	155	150
	使用水量61㎡以上	186	180
穂 高	使用水量21㎡以上60㎡まで	196	190
	使用水量61㎡以上	211	205
堀 金	使用水量21㎡以上60㎡まで	155	150
	使用水量61㎡以上	175	170
明 科	使用水量21㎡以上60㎡まで	222	215
	使用水量61㎡以上200㎡まで	242	235
公衆浴場用	使用水量201㎡以上	263	255
公衆浴場用	1㎡につき	44	42

●下水道使用料

（1期2カ月分 消費税込み）

種 別	区 分	汚水量 (㎡)	公共下水道使用料(円)		農業集落排水施設使用料(円)	
			新料金 (円)	旧料金 (円)	新料金 (円)	旧料金 (円)
一般 汚水	基本料金	0 ～ 20	3,888	3,780	3,888	3,780
	超過分 (1 ㎡につき)	21 ～ 60	194.4	189	194.4	189
		61 ～ 200	205.2	199.5	205.2	199.5
		201 以上	216	210	216	210
公衆浴場		1㎡につき	45.36	44.1		
一時使用		1㎡につき	216	210	216	210

●新料金の適用時期

旧料金

5月までの検針

.....→

新料金

6月からの検針

水道料金
6月までの請求
下水道使用料
7月までの請求

水道料金
7月からの請求
下水道使用料
8月からの請求